

農地転用許可後の進捗（完了）状況報告 インターネットで報告できます！

農地転用許可後の進捗 （完了）状況報告とは？

農地転用の許可を受けた方は、①～③
時点で、事業状況の報告が必要です！

- ① 許可日から3か月後
- ② ①から1年ごと
- ③ 工事が完了したとき

この報告を「農地転用許可後の進捗
（完了）状況報告」といいます。



インターネットによる報告！

農地転用許可後の進捗（完了）状況報告は、
新潟県のホームページからインターネット
で報告することができます！

新潟県のホームページにある
「新潟県申請・届出システム」
を利用してください！

★★★★ ご利用にあたって ★★★★★

このシステムは、下記の市町村において転用許可を受けた場合にのみ
利用することができます。

田上町 魚沼市 南魚沼市

上記以外の市町村においては許可の権限が各市町村へ移譲されていますので、市町村農業委員会へ別途、お問い合わせください（ただし、転用面積が2haを超え4ha以下の場合は、このシステムにより報告を行うことができます（新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、見附市、燕市、妙高市、上越市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、弥彦村、関川村、粟島浦村を除く））。

★★★農地転用許可後の進捗（完了）状況報告の利用方法★★★

1 新潟県のホームページを開く

※ アドレス : <http://www.pref.niigata.jp/>

2 トップ画面にある「電子申請・届出」をクリック

※ トップ画面右下段にある「オンライン県庁」の項目の1つ

3 「新潟県申請・届出システム」をクリック

4 「農業」から「農地転用許可後の進捗（完了）状況報告」をクリック

5 画面下段の「この手続を電子申請する」をクリック

6 「利用規約」に「同意する」をクリック

7 転用地の所在する市町村の地域振興局名を選択し、クリック

※ 入力画面が開きます。

8 申請書の作成、送信

※ 必要事項の記入や写真ファイルの添付

9 報告終了



写真ファイルの
添付も簡単！

★★★お問い合わせ★★★

(※) 2ha 以下転用許可の権限移譲済み市町村

転用地の所在する市町村	地域振興局名	電話番号
五泉市 (※)	新潟地域振興局農林振興部	0250(24)9639
田上町	三条地域振興局農業振興部	0256(36)2271
魚沼市	魚沼地域振興局農業振興部	025(792)7915
南魚沼市	南魚沼地域振興局農林振興部	025(772)3913
十日町市 (※)	十日町地域振興局農業振興部	025(757)5521
刈羽村 (※)	柏崎地域振興局農業振興部	0257(21)6245
糸魚川市 (※)	糸魚川地域振興局農林振興部	025(553)1953
	農地管理課農地調整係	025(280)5348